

自己負担限度額^{※1}（令和6年6月～）

所得区分	負担割合	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)	入院時の 食事代 (1食につき)
現役並み所得Ⅲ (課税所得 690万円以上)	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ≪多数該当 140,100円≫ ^{※2}		490円 ^{※3・※4}
現役並み所得Ⅱ (課税所得 380万円以上)		167,400円+(医療費-558,000円)×1% ≪多数該当 93,000円≫ ^{※2}		
現役並み所得Ⅰ (課税所得 145万円以上)		80,100円+(医療費-267,000円)×1% ≪多数該当 44,400円≫ ^{※2}		
一般Ⅱ (負担割合2割)	2割	18,000円 または {6,000円+ (医療費-30,000円)×10%} の低い方 【年間上限 144,000円】	57,600円 ≪多数該当 44,400円≫ ^{※2}	
一般Ⅰ	1割	18,000円 【年間上限 144,000円】		
区分Ⅱ (非課税世帯で区分Ⅰに 該当しない方)	1割	8,000円	24,600円	【入院90日まで】 230円
区分Ⅰ (非課税世帯で年金収入 が80万円以下などの方)				【入院91日以上】 180円
			15,000円	110円

※1 75歳になられたことにより資格を取得された方（毎月1日生まれの方を除く。）は、75歳の誕生月の自己負担限度額は、上記金額の半額になります。

※2 過去12か月以内に世帯の限度額を超え、高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目以降から≪ ≫内の金額（多数該当）となります。

※3 平成27年4月以降、継続して精神病床に入院している方は、退院するまでは1食につき260円です。

※4 指定難病患者の方（区分Ⅰ・Ⅱに該当しない方）は、1食につき280円です。